

公示番号：160846

国名：ミャンマー

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：中央乾燥地における節水農業技術開発プロジェクト（畑作物種子増殖）

### 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：畑作物種子増殖

(2) 格付：3号

(3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2017年2月上旬から2018年9月上旬まで

(2) 業務 M/M：国内 1.30M/M、現地 9.33M/M、合計 10.63M/M

(3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 50日、国内整理 2日
- ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 60日、国内整理 2日
- ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 60日、国内整理 2日
- ・ 第4次 国内準備 2日、現地業務 50日、国内整理 2日
- ・ 第5次 国内準備 2日、現地業務 60日、国内整理 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：11月24日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年11月29日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針

16点

②業務実施上のバックアップ体制等

4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| ①類似業務の経験             | 40点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験    | 5点  |
| ③語学力                 | 15点 |
| ④その他学位、資格等           | 5点  |
| ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション | 15点 |
- (計 100点)

類似業務	栽培管理又は種子増殖
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし  
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ミャンマーの農業セクター（含、農林畜水産業）は、GDP の 29.8%（2014 年度、ミャンマー計画・財務省）を占め、就業人口の 61.2%（2011 年度、FAO）が従事する重要なセクターである。ミャンマーの地勢はエーヤーワディ川の河口にあたるデルタ地帯、中央部に位置する降水量が少なく比較的乾燥した地域（以下、中央乾燥地）、これらを取り囲む台地山岳地帯、海岸線が伸びる沿岸部と、大きく 4 つに分けることができる。それぞれの地域環境特性に即した農業が展開されてきた。中でも、中央乾燥地は平均年間降水量が 700mm～1,000mm（デルタ地帯では約 3,000mm）と周辺地域に比べて少雨であることに加え、降雨パターンの年次変動が大きい。そのため、主に天水依存型農業を行っている中央乾燥地の農業生産には、不安定さが常態化している。

農業生産の安定化を妨げる要因が多い中央乾燥地においては、農業生産および収入が安定せず、貧困農家が多いとみなされている。近年、ミャンマー政府が水稻重視から作物多様化へ政策を転換しつつあることに伴い、商品作物であるマメ科作物、油糧作物（ゴマ、ラッカセイ等）の栽培は拡大傾向にある。今後、中央乾燥地で農業開発を進め、農業生産の安定、農家の収入向上を図るためには、当該地域の自然環境に適応可能な品種・栽培技術や限られた水資源を有効活用するための技術の開発・導入が強く求められている。

このような背景から、JICA はミャンマー政府の要請を受け、作物栽培技術や圃場管理技術の改善、節水灌漑技術の開発・普及を組み合わせ、中央乾燥地の自然・社会環境に適した節水農業技術を開発することにより、パイロット地域における対象作物の生産量増大を図ることを目的とする技術協力「中央乾燥地における節水農業技術開発プロジェクト」（2013 年 10 月～2018 年 10 月）（以下、本プロジェクト）を実施中である。

本プロジェクトにおいては、成果 1「中央乾燥地に適した新規・既存の作物とその有望品種が特定される」について、プロジェクトの前半で、落花生（Groundnut）、キマメ（Pigeon Pea）、ゴマ（Sesame）を有望な作目として特定し、これら作目の有

望品種を特定した（落花生は Sinpadaethar11、キマメは Shwe dinga、ゴマは Sinyadanar3）。今後は、特定した品種の普及増殖が課題となっている。プロジェクトは、農業研究局ニャンウー試験場で原原種の再生産、原原種から保証種子の生産を行い、採種農家による保証種子から優良種子の増殖を行った上で、一般農家に配布する体制を構築し、活動を拡大している。この体制の下で種子増殖が拡大する中で、これまで同分野を担当していた「チーフアドバイザー／乾燥地畑作物生産」による栽培管理に係る指導に加え、今後、農業研究局、農業普及員、採種農家への種子増殖技術の技術移転を促進し、有望品種の増殖普及システムを定着させるために、本専門家の投入が求められている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、ミャンマー農業灌漑省農業研究局及び農業局をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、農業研究局ニャンウー試験場職員、農業局タウンシップ事務所の普及員、採種農家を対象に、種子増殖技術の技術移転を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### （1）国内準備期間（2017年2月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ミャンマー政府作成の関連報告書等を参照し、ミャンマー畑作物種子増殖の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた他国の類似案件の概要を把握・分析する。
- ② JICA 農村開発部及びミャンマー事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文・英文）を作成し JICA 農村開発部による確認ののち提出する。併せて、ミャンマー事務所にもデータを送付する。

### （2）第1次現地業務期間（2017年2月中旬～2017年4月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ミャンマー事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② プロジェクト専門家、C/P と打合せを行った上で、C/P が行う次の活動に対して、助言・指導を行う。
  - (ア) 2016年雨季作の原原種（Foundation Seed）、保証種子（Certified Seed）生産の結果集計・分析・教訓抽出。
  - (イ) 採種農家の圃場管理状況(作付け暦、播種方法、異株抜取状況、収穫等)のモニタリング及び必要に応じた追加的技術指導。
  - (ウ) 優良種子の圃場審査。
  - (エ) 2016/2017年乾季作の種子生産の収量調査に係る採種農家への技術指導
  - (オ) 収穫後種子の発芽試験、収穫後処理等に係る技術指導。
- ③ プロジェクト終了後に安定的に種子生産増殖が行われるための仕組みを検討する。
- ④ C/P のうち特に中核となる者を主体として種子生産増殖が計画・実施できるよう集中的な助言や技術移転を行う。
- ⑤ 必要に応じて、農家への普及活動の面で他の専門家を支援する。
- ⑥ プロジェクト長期専門家による、プロジェクト月報、四半期報告書、運営総

括表（半期報告書）、年次報告書、JCC 等運営会議への資料作成につき担当分野の支援を行い、必要に応じて会議に参画する。

- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑧ JICA ミャンマー事務所に現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（3）第1次国内整理期間（2017年4月上旬）

第1次派遣の現地業務結果報告書（英文）を JICA 農村開発部に提出し、報告する。

（4）第2次国内準備期間（2017年5月中旬）

第2次派遣ワークプラン（和文・英文）を作成、農村開発部による確認の後提出する。併せて、ミャンマー事務所にもデータを送付する。

（5）第2次現地派遣期間（2017年5月下旬～7月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ミャンマー事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② プロジェクト専門家、C/P と打合せを行った上で、C/P が行う次の活動に対して、助言・指導を行う。
  - (7) 2017年雨季作の原原種、保証種子の生産計画立案
  - (i) 原原種圃場、保証種子圃場の作付管理
  - (ii) 原原種圃場、保証種子圃場の栽培管理、各種データの収集。
- ③ プロジェクト終了後に安定的に種子生産増殖が行われるための仕組みを段階的に実施する。
- ④ 上記（2）④～⑧を継続する。

（6）第2次国内整理期間（2017年8月上旬）

第2次派遣の現地業務結果報告書（英文）を JICA 農村開発部に提出し、報告する。

（7）第3次国内準備期間（2017年8月下旬）

第3次派遣ワークプラン（和文・英文）を作成、農村開発部による確認の後提出する。併せて、ミャンマー事務所にもデータを送付する。

（8）第3次現地派遣期間（2017年9月上旬～11月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ミャンマー事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② プロジェクト専門家、C/P と打合せを行った上で、C/P が行う次の活動に対して、助言・指導を行う。
  - (7) 原原種圃場、保証種子圃場の圃場管理、各種データの収集。
  - (i) 原原種圃場、保証種子圃場の圃場審査、生産物審査。
  - (ii) 原原種圃場、保証種子圃場の収穫後処理。
  - (E) 2017年雨季作の原種、保証種子生産の結果集計・分析・教訓抽出。

③ 上記(5)③～④を継続する。

(9) 第3次国内整理期間(2017年11月中旬)

第3次派遣の現地業務結果報告書(英文)をJICA農村開発部に提出し、報告する。

(10) 第4次国内準備期間(2018年2月上旬)

第4次派遣ワークプラン(和文・英文)を作成、農村開発部による確認の後提出する。併せて、ミャンマー事務所にもデータを送付する。

(11) 第4次現地派遣期間(2018年2月中旬～4月上旬)

① 現地業務開始時に、JICAミャンマー事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② プロジェクト専門家、C/Pと打合せを行った上で、C/Pが行う次の活動に対して、助言・指導を行う。

(7) 採種農家の圃場管理状況(作付け暦、播種方法、異株抜取状況、収穫等)のモニタリング及び必要に応じた追加的技術指導。

(イ) 優良種子の圃場審査。

(ウ) 2017/2018年乾季作の種子生産の収量調査に係る採種農家への技術指導

(エ) 収穫後種子の発芽試験・収穫後処理等に係る技術指導。

③ 上記(5)③～④を継続する。

(12) 第4次国内整理期間(2018年4月上旬)

第4次派遣の現地業務結果報告書(英文)をJICA農村開発部に提出し、報告する。

(13) 第5次国内準備期間(2018年5月中旬)

第5次派遣ワークプラン(和文・英文)を作成、農村開発部による確認の後提出する。併せて、ミャンマー事務所にもデータを送付する。

(14) 第5次現地派遣期間(2018年5月下旬～7月下旬)

① 現地業務開始時に、JICAミャンマー事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② プロジェクト専門家、C/Pと打合せを行った上で、C/Pが行う次の活動に対して、助言・指導を行う。

(7) 2018年雨季作の原原種、保証種子の生産計画立案。

(イ) 原原種圃場、保証種子圃場の作付管理

(ウ) 原原種圃場、保証種子圃場の圃場管理、各種データの収集。

③ 上記(5)③～④を継続する。

(15) 第5次国内整理期間(2018年8月上旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部に提出し、報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約におけ

る成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン（和文・英文）（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA ミャンマー事務所へ各 1 部）

英文 4 部（JICA 農村開発部、JICA ミャンマー事務所、C/P 機関（農業研究局、農業局）へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書

各派遣終了時。英文。提出部数は以下のとおり。

英文 4 部（JICA 農村開発部、JICA ミャンマー事務所、C/P 機関（農業研究局、農業局）へ各 1 部）

(3) 専門家業務完了報告書（和文 3 部）

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文又は英文）を作成し、JICA 農村開発部及びミャンマー事務所に提出する（プロジェクトの月次報告書等の担当分野の抜粋でも可）。

C/P と協働して作成した成果品（マニュアル等）については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒ヤンゴン⇒バンコク⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、4 月上旬より 4 月下旬にかけ水祭りで C/P、農家共に休業となるため、5 月から翌年 4 月上旬の間で提案してください。

② 現地での業務体制

プロジェクトは、4 名の直営専門家で運営されています（チーフアドバイザー／乾燥地畑作物生産、圃場管理、節水灌漑技術、業務調整／農民組織）。本コンサルタントは、チーフアドバイザー／乾燥地畑作物生産専門家と密に連携して業務を行う想定です。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

プロジェクトが手配。

イ) 宿舎手配

なし。

ウ) 車両借上げ

なし。

エ) 通訳備上

なし。

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、プロジェクトが手配します。

カ) 執務スペースの提供

農業研究局ニャンウー試験圃場内における執務スペース提供（ネット環境完備）

## (2) 参考資料

本業務に関して、中央乾燥地における節水農業技術開発プロジェクトの以下の資料を当 JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム(TEL:03-5226-8461)にて配布します。

- ・ 年次報告書（2015 年度）
- ・ 月報（2016 年 4 月以降）
- ・ 四半期報告書（2016 第一四半期以降）
- ・ 半期報告書（2016 年上半期）
- ・ 中間レビュー報告書
- ・ ベースラインサーベイ報告書

## (3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

① 実施時期：11 月 28 日（月）（予定）

（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

② 実施場所：JICA 内会議室

（当日 JICA へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。）

③ 実施方法：

- ・ 一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・ プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・ 業務従事予定者以外の出席は認めません。

## (4) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② ラッカセイ、キマメなどの畑作物に関する知識・経験を有することが望ましいです。

- ③ 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上